

建設リサイクル法に基づく届出等の オンライン申請マニュアル

令和6年2月

埼玉県県土整備部建設管理課

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 オンライン申請が可能となる届出等	1
3 届出日の考え方	1
4 オンライン申請の方法	2
(1) 申請手続の選択	2
(2) 届出申請時の注意点	2
(3) 変更届出申請時の注意点	3
(4) 受領書・届出済みシールのダウンロード方法等	3

1 はじめに

本マニュアルは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」といいます。）に基づく下記の届出等を対象とし、「埼玉県事業者オンライン申請サービス」によるオンライン申請について解説するものです。

- ・建設リサイクル法第10条第1項及び第2項の規定による届出
- ・建設リサイクル法第11条の規定による通知

また、埼玉県事業者オンライン申請サービスのシステム（以下、「本システム」といいます。）の基本的な操作方法等（ユーザー登録やログイン方法等）については、下記のマニュアルで説明していますので、併せてご確認ください。

本マニュアルの解説内容は、建設リサイクル法に係る補足説明となります。

- ・埼玉県 事業者オンライン申請サービス 申請者向けご利用マニュアル
(https://saitamapref.my.salesforce.com/sfc/p/#5j00000C7Px8/a/5j0000001vHk/dEwE_OwVhGAO78_IFE3.nGpfOtCsD56faNkBoEmYyPg)

2 オンライン申請が可能となる届出等

建設リサイクル法に基づく届出等のうち、提出先が下記となる届出等がオンライン申請の対象となります。

届出等の提出先については、「建設リサイクル法の工事届出の手引き」をご確認ください。

- ・川越建築安全センター
- ・川越建築安全センター東松山駐在
- ・熊谷建築安全センター
- ・熊谷建築安全センター秩父駐在
- ・越谷建築安全センター
- ・越谷建築安全センター杉戸駐在

3 届出日の考え方

届出は、工事着手7日前までに行う必要があります。「埼玉県事業者オンライン申請サービス」での届出等は24時間申請可能ですが、開庁時間外（17:15～翌日8:30）、休日、年末年始に伴う閉庁期間中の手続きについては、次の開庁日が届出日となります。

木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	届出 期日 (~17:15)								工事 着手日	
		7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日間		

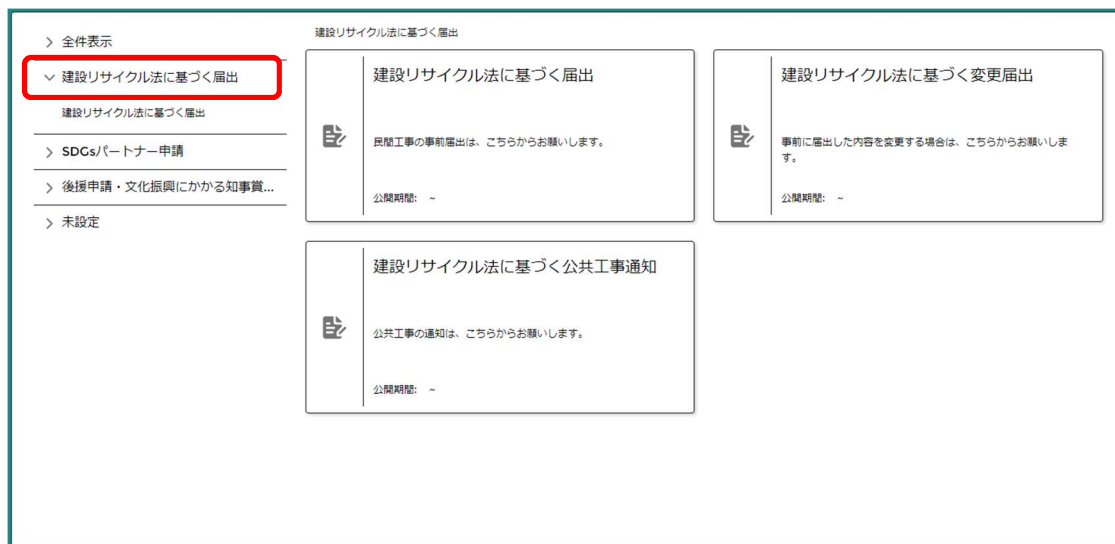
工事着手日の7日前が休日のため、その前日までの届出が必要となります

※重大な不備がある場合、届出を無効として再届出を求める場合があります。
この場合、再届出の届出日が工事着手の7日前になるように申請をお願いします。

4 オンライン申請の方法

(1) 申請手続の選択

本システムにログイン後、画面左側の申請カテゴリから「建設リサイクル法に基づく届出」をクリックすると建設リサイクル法に係る申請手続が表示されます。



画面右側の申請一覧から該当する申請を選択し、申請作成画面に進んでください。

(2) 届出申請時の注意点

届出書の各入力項目のうち、特に注意が必要な項目について補足説明します。

0.届出先

建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物の該当確認

0.届出先

建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物の該当確認 任意

※四号建築物の該当条件
木造の場合：2階建以下で500平方メートル以下
非木造の場合：1階建で200平方メートル以下など

※当該工事に舗装や造成、工作物の解体・築造など（500万円以上）が含まれている場合は、「四号の建築物に該当するもののみ」ではありません

工事対象は四号の建築物に該当するもののみ

当該工事の対象が建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に該当するものみの場合、チェックボックスにチェックを入れてください。

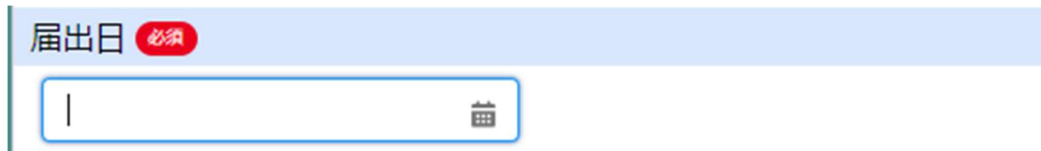
参 考 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の例

- ・木造建築物で2階以下かつ500㎡以下、
- ・木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下の建築物 など

これらの建築物であっても、劇場や集会場、病院、学校、遊技場、倉庫、車庫など特殊な用途で、延べ床面積が200㎡（※）を超える場合には該当しないことがあります。

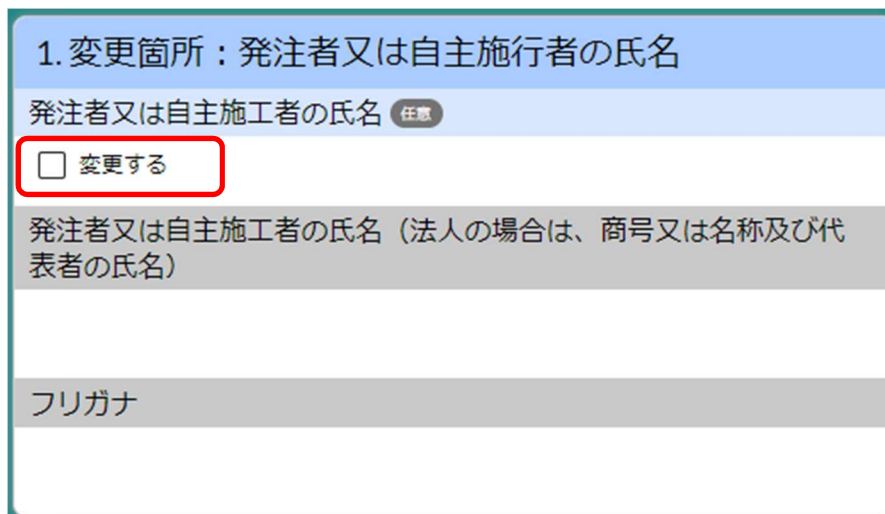
また、工事に舗装や造成、工作物の解体・築造など（500万円以上）が含まれている場合は、「四号の建築物に該当するもののみ」ではありません

0.届出先 届出日



届出日には、自動で当日の日付が入力されますが、開庁時間外(17:15～翌日 8:30)、休日、年末年始に伴う閉庁期間中の手続きをされる場合、次の開庁日が届出日となりますので、手動で日付を変更してください。

(3) 変更届出申請時の注意点



1. 変更箇所：発注者又は自主施工者の氏名

発注者又は自主施工者の氏名 任意

変更する

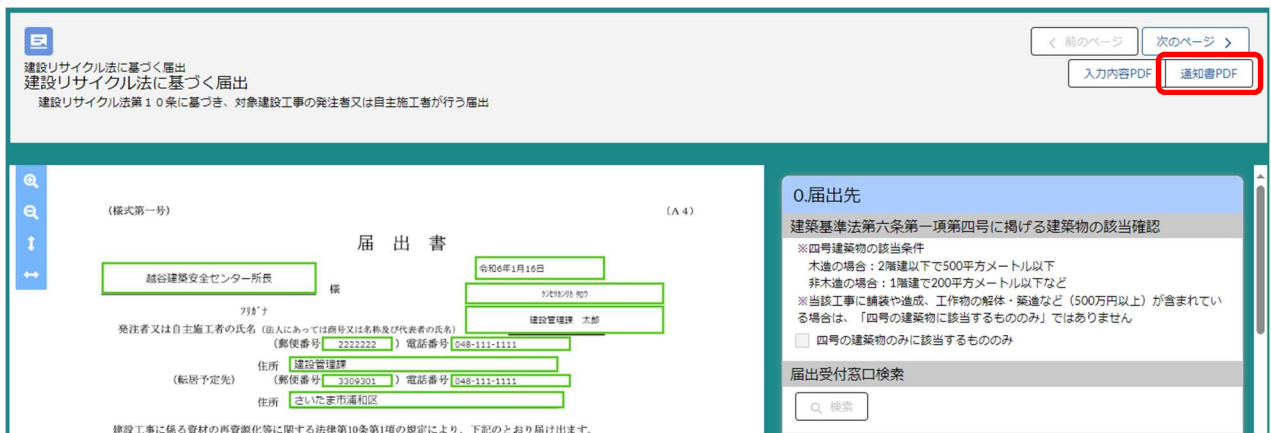
発注者又は自主施工者の氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者の氏名）

フリガナ

変更届出の場合、「変更する」にチェックを入れた項目のみ編集することができます。当初届出から必要に応じて変更を行ってください。

(4) 受領書・届出済みシールのダウンロード方法等

届出等を申請し、不備等がなければ「申請完了のお知らせ」メールが届いた後、受領書・届出済みシールのダウンロードが可能となります。



建設リサイクル法に基づく届出
建設リサイクル法に基づく届出
建設リサイクル法第10条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者が行う届出

建設リサイクル法第10条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者が行う届出

届出書

届出先
建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物の該当確認
※四号建築物の該当条件
木造の場合：2階建以下で500平方メートル以下
非木造の場合：1階建で200平方メートル以下など
※当該工事に構築や造成、工作物の解体・築造など（500万円以上）が含まれている場合は、「四号の建築物に該当するもののみ」ではありません
 四号の建築物のみに該当するもののみ
届出受付窓口検索

当該届出等のページを開き「通知書 PDF」クリックすると、自動的にダウンロードが開始します。

受領書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条の規定による届出書を受領しました。

1. 受領日 令和6年1月16日
2. 発注者氏名 建設管理課 太郎
3. 工事の場所 埼玉県 ○○市
4. 受付番号 1

問合せ先
埼玉県○建築安全センター
電話 048-964-5294

届出済みシール (印刷用)

届出済みシール (印刷用) を切り取り、工事現場に掲げる標識 (解体工事業者登録票、建設業の許可票) の余白又は文字を隠さない場所に貼付けてください。

キリノリ線

(建設業許可業者の場合)

建設リサイクル法届出済	建設業許可票
受付日 R6.1.16	建設業許可票
受付番号 1	建設業許可票
埼玉県○建築安全センター	建設業許可票

届出済みシール (印刷用)

届出済みシール貼付位置 (例)

届出書の場合、ダウンロードした「受領書・届出済みシール」を印刷し、赤枠部分の「届出済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼り付けてください。